

国と東京都の実務者協議会の開催について

平成 31 年 1 月 25 日
 内閣官房長官決裁
 令和元年 7 月 9 日
 一 部 改 正
 令和 2 年 7 月 30 日
 一 部 改 正
 令和 3 年 7 月 15 日
 一 部 改 正

- 1 東京の活力の増進により、我が国全体の発展を促進する観点から、国と連携が必要な東京都の重要な施策について、実務者による国と東京都の協議を行うため、国と東京都の実務者協議会（以下「協議会」という。）を開催する。
- 2 協議会の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

議 長 内閣総理大臣補佐官（国土強靱化及び復興等の社会資本整備、地方創生、健康・医療に関する成長戦略並びに科学技術イノベーション政策その他特命事項担当）

構成員 （関係府省）

（東京都）

内閣官房副長官補（内政担当）

東京都副知事

内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）

東京都政策企画局長

内閣府大臣官房政策立案総括審議官

東京都総務局長

総務省大臣官房総括審議官

東京都財務局長

出入国在留管理庁次長

東京都デジタルサービス局長

財務省大臣官房総括審議官

東京都生活文化局長

厚生労働省政策統括官（総合政策担当）

東京都オリンピック・パラリンピック準備局長

国土交通省総合政策局長

東京都都市整備局長

環境省総合環境政策統括官

東京都環境局長

東京都福祉保健局長

東京都産業労働局長

東京都建設局長

東京都港湾局長

東京都下水道局長

3 協議会の庶務は、東京都の協力を得て、内閣官房において処理する。

4 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。